意見書案について

別紙、「「手話言語法」制定を求める意見書(案)」を議決されたく会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成26年12月19日提出

加西市議会議長 森元清蔵 様

提出者 建設経済厚生常任委員長 衣笠 利則

「手話言語法」制定を求める意見書(案)

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止されてきた長い歴史があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約第2条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、政府は平成21年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進めているところであり、平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、国におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法」を早期に制 定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

兵庫県加西市議会